

本庄市放課後児童対策事業業務委託プロポーザル実施要項

1 趣旨

本実施要項は、本庄市放課後児童対策事業（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その履行に最も適した契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、本庄市プロポーザル方式実施要領（平成21年本庄市告示第23号の2）第5条第1項に基づき、必要な事項を定める。

2 事業の目的

本市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等の遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る放課後児童健全育成事業を実施している。

近年、共働き家庭の増加や社会情勢の変化に伴い、放課後児童クラブの利用児童の需要は高いものである。本市でも、各クラブの定員の弾力的な運用等により、受入体制に努めているが、一部の校区においては、施設が不足傾向にある。

そのため、今後の利用者の増加や多様化するニーズに対応するため、民設民営クラブの設置及び運営を行う者（以下「事業者」という。）を選定する。

3 業務の概要

（1）業務名

本庄市放課後児童対策事業業務委託

（2）業務場所、募集数及び定員

①業務場所 本庄東小学校（以下「東小」という。）の校区内を原則とする。

また、東小区に隣接する地域での設置も可とするが、東小から直線距離で約800メートル以内とすることが望ましい。なお、学校からの通所ルートを含め、児童が過ごす場所として安全が確保され、保護者による送迎等の利便性が高い場所であることなどを考慮すること。

②対象児童 東小に在籍している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童

③募集数 1か所

④定員 おおむね40人以下

（3）業務の内容

放課後児童クラブの設置及び運営

別紙「本庄市放課後児童対策事業業務委託プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）」及び「放課後児童対策事業業務委託に係る仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（4）履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※施設は事業者が確保するものとし、建物は事業者が令和8年度中に整備し、令和9年4月1日までに確実に開設するよう進めること。

(5) 業務準備期間

- ① 受注候補者として選定された事業者は、委託業務開始までの間を準備期間とし、市との業務の打合せ、業務履行に必要な準備を行う。
なお、準備期間に要する費用（賃借料等含む）は、事業者の負担とする。
- ② 委託業務開始当初の児童数見込みを履行開始日の約2か月前までに確定させ、令和9年3月中旬までに契約を締結する。

(6) 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約

※プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、児童の健全な育成や安全な環境の提供を目的とした重要な業務であり、その質が非常に重要であり、事業実施能力、専門性のある職員の確保、サービスの質、児童への対応力など多岐にわたる評価項目をもって、受注者を決定することが望ましいと考える。

そのため、価格のみによる競争ではなく、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」としてプロポーザル方式を採用するものである。

なお、プロポーザル方式の種別（指名型又は公募型）については、本業務の実施においては、事業者の幅広い提案、本業務の質的向上を図ることから、本庄市入札参加資格者名簿登載者に限らず、要領第2条第2項「公募型」を採用する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

なお、公募開始の日から、結果通知の日までの間にこれらの参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公示日から受注候補者決定までの期間において、本庄市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年本庄市告示第23号）に基づく指名除外の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (4) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (5) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発、勧告等を受けていないこと。
- (6) 次のいずれかの事業において、本庄市内での運営実績があり、業務を確実かつ円滑に遂行できる知識、経験が豊富な人材を有する事業者であること。
 - ① 児童の保育又は教育の分野に係る事業（保育所、認定こども園、幼稚園等）
 - ② 児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業（放課後児童健全育成事業、児童館、児童養護施設、放課後デイサービス、児童発達支援事業等）

5 スケジュール

委託事業者特定までのスケジュールは以下のとおりとする。

なお、日付については、諸事情により変更する場合、事務局より公表又は関係者等へ連絡するものとする。

内 容	日 付
実施要項の公表（公募開始）	令和８年 ７月１５日（水）
関係書類等配布期間（募集期間） ※１	令和８年 ７月１５日（水） ～ ７月３０日（木）
質問書受付期間	令和８年 ７月１５日（水） ～ ７月２３日（木）
質問書回答期限	令和８年 ７月２８日（火）
参加申込書提出期限	令和８年 ７月３１日（金）
参加申込の資格審査	令和８年 ７月３１日（金） ～ ８月 ７日（金）
参加資格審査結果の通知	令和８年 ８月１２日（水）
企画提案書等の受付期間	令和８年 ８月１２日（水） ～ ９月 ２日（水）
提案者が５者を超える場合の審査 ※２ （提案書等審査結果通知）	令和８年 ９月１１日（金）
プレゼンテーション実施通知	令和８年 ９月１４日（月）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和８年 ９月２９日（火）
審査結果通知	令和８年１０月 ６日（火）
詳細打ち合わせ	令和８年１０月 ７日（水） ～ １０月１６日（金）
契約締結	令和９年 ３月

※１ 市ホームページにて提出書類等のダウンロードが可能。

※２ 提案者が５者を超える場合の審査

この審査は、提案者が５者を超える場合のみ、書類審査を行うものとし、結果を速やかに、全ての提案者へ通知するものとする。

6 質問の受付及び回答

- (１) 提出期限 令和８年７月２３日（木）午後５時まで（必着）
- (２) 提出方法 下記「７ 事務局」へ質問書（様式３）により電子メールにて提出すること。電話・FAX 等による質問は受け付けない。なお、電子メールの件名は「本庄市放課後児童対策事業業務委託に関する質問（事業者名）」とすること。
※送信後は、午前８時３０分～午後５時までの間に事務局へ電話による確認連絡を行うこと。
- (３) 回答予定日 令和８年７月２８日（火）
- (４) 回答方法 参加申込者全てに電子メールにより行う（様式４）。
また、質問事項及び内容を随時本市のホームページに掲載する。
なお、参加希望者は質問書の提出の有無に関わらず、本市のホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認すること。質問に対する回答の全ての

内容は、全ての参加希望者に適用する。

7 事務局

本業務のプロポーザルに関する書類や質問等の提出先は、以下のとおりとする。

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市保健部子育て支援課 子育て政策係（本庁舎2階）

電話：0495-25-1130（直通）

FAX：0495-25-1145

電子メール：kosodate@city.honjo.lg.jp

8 参加申込書等の提出及び参加資格審査結果の通知

（1）参加申込書等の提出

本業務のプロポーザルへの参加希望者は、次のとおり提出すること。

- ① 提出書類 別紙「提出書類一覧」のとおり
- ② 提出部数 各1部
- ③ 提出期限 令和8年7月31日（金）午後5時まで（必着）
- ④ 提出先及び提出方法

上記「7 事務局」へ持参又は郵送にて提出すること。

- ・持参の場合、上記「7 事務局」まで事前連絡を行うこと。受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時の間及び本庄市の休日を定める条例（平成18年本庄市条例第2号）第1条第1項各号に定める休日（以下「市の休日」という。）を除くものとする。
- ・郵送の場合、一般書留又は簡易書留とし、提出期限必着とする。

（2）参加資格審査

提出書類を基に参加資格の審査を行い、令和8年8月12日（水）までに参加資格の審査結果について、参加申込みのあった全事業者へ電子メールにより通知する。この通知により、参加資格の審査に合格した者が、企画提案書を提出することができるものとする。

なお、参加資格なしと認められた者は、参加資格の審査結果通知日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、書面（任意様式、電子メール可）により、その理由について説明を求めることができる。

市長は、上記により説明を求められたときは、書面により回答する。

9 企画提案書等の提出

8（2）により参加資格の審査に合格した者は、次のとおり提出すること。

- （1）提出書類 別紙「提出書類一覧」のとおり
- （2）提出部数
 - ・提出書類を別紙「提出書類一覧」の書類番号順に並べ、正本1部、副本8部（正本1部以外はコピー可）を提出すること。
 - ・A4判（縦）とし、2か所ホチキス留めで提出すること（図面はA3判とし、折込む）。企画提案書を除く提出書類については、様式ごとに片面で印刷すること。

(3) 提出期限 令和8年9月2日(水)午後5時まで(必着)

(4) 提出先及び提出方法

上記「7 事務局」へ持参又は郵送にて提出すること。

- ・持参の場合、上記「7 事務局」まで事前連絡を行うこと。受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時の間、及び市の休日を除くものとする。
- ・郵送の場合、一般書留又は簡易書留とし、提出期限必着とする。
- ・上記提出書類の電子データを電子メールにて提出すること。

(5) 企画提案書等の取扱いに係る留意事項

- ・提出された企画提案書等の著作権は、企画提案書の提出者(以下「提案者」とする。)に帰属するものとする。ただし、審査等の過程において必要に応じて複製等を行うことがある。また、審査は事業者名等を秘匿した上で実施する。
- ・企画提案書等提出後における内容の追加又は変更は、原則として認めない。
- ・提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- ・提出された企画提案書等は、情報公開の対象となる。そのため、本庄市情報公開条例の規定に基づき公開請求者へ公開する場合を踏まえ、公開されることにより、提案者が不利益を被るおそれのある情報については、含まないように留意すること。
- ・受付期間を過ぎたものは受理できない。
- ・その他、提出書類の追加を求める場合がある。

10 審査方法

募集要項、仕様書に基づき提出された提案書等について、以下の方法により本庄市放課後児童対策事業業務委託プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)が審査し、選定する。

審査は、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション」という。)により行う。ただし、提案者が5者を超えた場合は、あらかじめ提案書等を書類審査し、合格した5者をプレゼンテーション審査の対象とする。

なお、事務局確認項目については、本要項との適合確認を目的としているため、要件を満たさない提案者は失格とし、プレゼンテーション審査の対象としない。また、その旨は当該提案者に通知する。

(1) プレゼンテーションの実施

① 日程 令和8年9月29日(火)

※実施時間及び場所については、別途通知する。

② 時間配分 1事業者40分以内

(準備及びプレゼンテーション20分以内、ヒアリング15分程度、片付け5分以内)

③ 出席者 3名以内

- ④ その他
- ・プレゼンテーションは、提出した書類をもとに行うこと。
 - ・プレゼンテーションの内容は、事前に提出した書類に基づく内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。
 - ・本市からは、会場及び電源を提供する。その他、プレゼンテーションで使用する必要機材等は、全て提案者が用意すること。
 - ・本プロポーザルにおける参加者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーションを

実施する。

- ・審査は非公開とする。

(2) 選定方法

選定委員会において、別表で定める評価基準に基づき審査し、選定委員が評価した値の平均値（選定委員の評価点合計÷評価選定委員数）を本審査における評価点（整数未満切り捨て）とし、評価点が最も高い提案者を本業務の受注候補者に決定する。

なお、総合点が同点の場合は、企画提案書の事業内容内にある「自主事業や特色ある活動」の評価が高い事業者を上位として選定し、評価点も同点の場合は、委員長の決するところとする。また、あわせて、次点の候補者も選定する。

(3) 最低基準点

評価点が合計点数の6割に満たない事業者は選定外とする。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、令和8年10月6日（火）午後5時までに、全ての提案者へ電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行う。また、結果については市ホームページにおいて公表する。なお、選定結果の内容に対する問い合わせ等には一切応じないものとする。

1.1 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本要項に定められた要件等に適合しない場合
- (2) 本要項に定められた提出に関する条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 正当な理由なくプレゼンテーションに遅刻し、又は出席しない場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、本業務の受注者としてふさわしくないと市が判断した場合

1.2 参加者の辞退

本業務の参加希望者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、プロポーザル辞退届（様式11）を上記「7 事務局」へ持参にて提出するものとする。

なお、辞退した者については、これを理由として以後不利益な取り扱いを受けるものではない。

また、一度提出し受理されたプロポーザル辞退届は撤回できない。

1.3 契約

提出書類及びプレゼンテーションの結果を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を受注候補者とし、本業務の契約交渉を行う。

なお、受注候補者が契約締結時までに参加資格要件を満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点者と契約交渉を行う。

14 その他

- ・本業務提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止した場合、本プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。
- ・公募型プロポーザルは、受注候補者を選定するものであることから、具体的な事業実施については、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、本市との協議に基づいて実施すること。

別表

評価基準

企画提案区分	評価項目	審査の視点	配点
業務実績	運営実績	児童福祉事業又は類似事業の業務経験書について、事業の概要、業務の実績、運営管理体制等の記載内容を総合的に判断し、十分な運営実績があるか。	10
施設概要	立地や登所時等の安全確保	小学校とクラブの距離や立地、利用者が見込めるものとなっているか。また、災害時等の安全確保が図られ、学校からの経路を含め安全に利用できるか。	10
事業内容	基本理念、運営方針	本事業の目的を理解し、運営方針として具体的に示されているか。	75
	児童への関わり方	児童の気持ちを尊重し、信頼関係を築く取組みになっているか。	
	児童の発達段階に応じた支援	発達段階に応じた遊びや生活、また、基本的な生活習慣を習得できるような体制がとられているか。 また、配慮が必要な児童への支援の考え方や実施方法が具体的かつ現実可能か。	
	危機管理等への対応	危機管理に関する考え方や実施予定の具体策について、事故防止、安全対策、災害時対応、虐待防止、個人情報保護など、事業の安全確保への配慮が十分示されているか。	
	保護者、学校、地域との関わり	保護者との情報共有、学校・地域との連携の具体的な方法や体制づくりに関する取り組み内容が明確に示されているか。	
	保育内容	日常の活動や、年間行事において、遊び、生活、学習などを充実させる具体的なプログラムや実践的な取組みとなっているか。	
	自主事業や特色ある活動	自主事業や特色ある活動において、内容が具体的かつ魅力的であり、独自性や現実可能性を伴った提案内容となっているか。	
職員配置等	人材確保	支援員等の雇用形態や人材確保策が具体的かつ実現可能か。支援員等の欠員が生じた際のバックアップ体制が確保されているか。	20
	人材育成	支援員等の質を高めるための研修計画等が確保されているか。	

		るか。	
事務局確認	施設概要 (生活環境)	土地や建物の確保状況を含め、必要な施設の面積や構成（保育室、休養室、キッチン、トイレなど）の活動衛生環境等が確保されているか。	
	職員配置等 (開設日・開設時間等)	開所日数、開所時間、利用料金の設定が、基準を満たしたものや、地域の実情を踏まえたものとなっているか。	